

政務活動費連絡会記録

1 開催日時 令和7年9月8日(月) 11:16～11:27

2 開催場所 新庁舎8階 議会中会議室

3 出席者

(1) 出席議員

座長 田中 信次

委員 武田 翔、山口 美津夫、ます 晴太郎、栄居 学、菅原 あきひと、
永井 真人、藤井 深介、片桐 紀子、松長 泰幸

(2) 議会局出席者

局長 落合 嘉朗、副局長兼総務課長 山田 修、
経理課長 奥澤 陽一、議事課副課長 福島 秀紀、政策調査課長 佐藤 恭子

4 議題

政務活動費のあり方の検討について

5 会議記録

(田中座長)

ただ今から政務活動費連絡会を開会いたします。

本日、委員の皆様方には、お忙しいところご参集くださいます、ありがとうございます。

議長から、私、田中 信次が当連絡会の座長に選任されたところであります。

委員の皆様方と協力して、政務活動費のあり方の検討に真摯に取り組んでまいりたいと存じますので、各会派のご協力をよろしくお願いをいたします。

はじめに、今後の当連絡会における県政記者の写真撮影につきましては、政務活動費連絡会要綱第11条第2項の規定により許可することにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、委員席についてであります、ただいまお座りの席ということでよろしくお願いをいたします。

本日の議題は、お手元の会議次第のとおり、「政務活動費のあり方の検討について」であります。

それでは、本日の協議に入ります。

このたび、県議会議員等の特別職を含めた県の旅費条例の改正案が、第2回定例会で可決・成立し、10月1日から施行されることになっております。

旅費につきましては、「政務活動費の指針」にも宿泊費等が規定されているところであります。

そこで、本職としては、今年度の政務活動費連絡会では、まず、改正条例の施行に合わせ、「旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等」について、検討したらどうかと考

えております。

このことについて、議会局より説明させます。

(経理課長)

それでは、お手元の資料をご覧願います。

「旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等について」でございます。

「1 検討の趣旨」につきましては、資料記載のとおりでございます。

「2 検討の内容」「(1)「政務活動費の指針」における規定の仕方」でございますが、現行の指針上、国内、国外の宿泊費等の充当は、旅費条例の額や基準をよりどころにしているものの、規定の仕方が様々なため、統一的な規定の仕方に改めるというものでございます。

具体的には、表のとおり、現行の指針では、国内で宿泊した場合の充当限度額は1夜につき16,500円(朝食代及び夕食代を含む)というふうに、条例上の宿泊料の定額となっており、また、外国に宿泊した場合の充当限度額は、旅費法に定める額、また、外国への航空運賃につきましては条例に定める額と様々な形で規定しておりますが、これを、「条例に定める額」に統一するというものでございます。

次に、「(2)宿泊費の充当限度額等の検討」でございますが、条例改正により、宿泊費は、国内及び国外とも定額(夕朝食代込)から上限付き実費支給(素泊まり料金)に改正され、宿泊を伴う旅行は宿泊手当が新設されますが、この改正に関して、政務活動費の充当限度額等について検討するというものでございます。

まず、「ア 条例改正の内容」につきましては、資料記載のとおりでございます。

裏面をご覧くださいまして、「イ 検討課題」につきましては、「(ア) 宿泊費の上限額について」は、改正条例と同様の上限額に変更するのか又は独自の金額を設定するのか。

「(イ) 宿泊費の取扱いについて」は、宿泊費に夕朝食代を含む扱いとするか又は改正条例と同様に宿泊費には夕朝食代を含まず素泊まりとする扱いとするのか。

「(ウ) 宿泊手当の取扱いについて」は、政務活動費においてこの手当を適用(宿泊費に宿泊手当相当額を加算)するのか。

適用する場合どのような運用にするのか。(領収書なしで夕朝食代として充当するのか又は夕朝食代のレシートを証拠書類とし充当上限額を各800円とするのか。諸雑費も充当できるようにするのか。)

「(エ) 宿泊費の実費が上限額を超えた場合の取扱い」は、会派及び議員の責任で判断するのか、議長決裁とするのか。

としております。

次に、「ウ 他議会の状況」でございますが、6月時点で議会局におきまして、各都道府県議会の調査を行ったところ、政務活動費の宿泊費の見直しについて対応済の議会は、47議会中、19議会で行いました。

調査の結果といたしまして、「(ア) 宿泊費の取扱いと宿泊手当」ですが、表の太枠の部分、「宿泊費の取扱いと宿泊手当」については、宿泊費は国の上限額、ただし国の規定とは異なり、夕朝食代は含めてよいとし、また、「宿泊手当の加算」を「なし」としたのが、10議会、最も多い状況でございました。

「(イ) 宿泊費が上限を超える場合の取扱い」ですが、これも太枠の部分、「合理的理由があれば可」としたのが9議会という結果でございました。

「3 スケジュール」につきましては、資料記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

(田中座長)

ただいま説明がありましたけれども、これについて何かありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、このことについて検討することに、ご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは、そのようにさせていただきます。

つきましては、ただいまご了承いただきました検討事項についての、本県議会の対応案を本職において作成いたしましたので、委員の皆様にお配りいたします。

(事務局が資料を配付)

それでは、この資料につきまして、議会局から説明させます。

(経理課長)

それでは、ご説明いたします。

「旅費条例改正に伴う政務活動費に係る宿泊費等について(案)」でございます。

「1 対応案」でございますが、まず、「宿泊費の取扱い」については、今般の県の改正旅費条例は国の上限額に準拠しておりますので、「県の改正旅費条例の上限額と同様とし、夕朝食代を含めてもよいものとする」としております。

次に、「宿泊手当の加算」については、「なし」としております。

この項目の最後に、「宿泊費の実費が上限を超える場合の取扱い」については、「合理的理由があれば可(会派又は議員の判断とし、理由を支出伝票の備考欄に記載)」としております。

なお、この場合の合理的理由とは、一番下の(※)に記載のとおり、国の規定によれば、「公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき」というものがあり、この場合の「公務」を「政務活動」に置き換えて考えるとしております。

「2 理由」といたしまして、1点目に「宿泊費の中に夕朝食代を含めてもよいとする議会が多い」、2点目として「夕朝食代を宿泊費に含み宿泊手当の加算はなしとすることで、現行の取扱いから大幅な変更とならないので分かりやすい。」、3点目に、一般的に宿泊施設の宿泊料金には食事代が含まれている場合が多いため、「宿泊費に夕朝食代を含めてよいとすると、宿泊施設、議員及び事務局の事務処理が効率的になる。」、4点目に、「上限を超える場合の取扱いを会派及び議員の判断とすることで、政務活動に支障をきたさないようにする。」、5点目に、「1の対応案と異なり、宿泊手当をありとした場合、夕朝食を取らなくても宿泊手当が加算されると、政務活動費の実費弁償の原則とそぐわない。」、といったことを挙げております。

説明は、以上でございます。

(田中座長)

ただいまの説明について、何かありましたらどうぞ。

(なし)

それでは、この座長案につきましては、各会派お持ち帰りの上、ご検討いただき、次回連絡会においてあらためて協議願いたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ご了承をお願いします。

私からは以上でございますが、この際、何かございますでしょうか。

(なし)

特にないようですので、以上で、本日の日程は終了いたしました。

次回の政務活動費連絡会は、9月11日 木曜日、10時30分から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、開催通知につきましては、ただ今ご出席の皆様には、省略させていただきたいと思っておりますので、ご了承願います。

それでは、政務活動費連絡会を終了いたします。

ご苦労様でした。